

小さな訂正

—『関西法律学校講義録』のために—

山 野 博 史

はじめに

平成十八年三月、関西大学最古の公式刊行物である『関西法律学校規則』（明治19年10月・関西法律学校）を発掘した経緯とその全容紹介については、本誌第十七号（平成20年3月31日）掲載の拙稿「『関西法律学校規則』を復刻する」を参照されたいが、根気のよい資料探索を怠らずにみると、古書の神様は一度きりでなく、ふたたびほえむこともあるようで、再度の僥倖に自分でも驚いている。

平成二十年九月、大阪市内の古書店を中心とする合同古書目録のなかから、これまで従来、現物未確認のまま、事実関係が処理されてきた『関西法律学校講義録』第一号を発掘することに成功した。実際には、第一号から第十一号まで計十一冊の一括購入である。

この現物にあたることによつて、これまでの関西大学史の記述にささやかながら正すべき事項が生じたので、補訂しておきたい。

關西法律學校講義録

ボアノド先生門人 堀田正忠 君
 法律學士 小倉久君
 法律學士 鶴見守義君

明治二十年十月二十九日

法律學士 井上操君
 法律學士 手塚太郎君

茅壹號

佛國法律問題

法學纂論

商事會社法釋義

●佛國法律問題 全一冊 價銀二角
 ●法學纂論 全一冊 價銀二角
 ●商事會社法釋義 全一冊 價銀二角

發行所 岡島寶文館

『關西法律学校講義録』第1号表紙(左)裏表紙(右)

「正史」における記述

関西大学の歴史「正史」において、『関西法律学校講義録』に関する叙述はどのようになされているか。刊行順に抄出してみよう。

最初の本格通史、『関西大学創立五十年史』（昭和11年5月1日・関西大学）第一編第二章「河内町時代」第二節「関西法律学校講義録と筆授生制度」に述べる。

「関西法律学校講義録は、明治二十年十二月八日、東区南久宝寺町四丁目の岡島宝文館から発刊された。その体裁は四六判で三十字詰十二行、毎月二回の発行で毎号百五十頁前後、一部定価二十銭といふ規定であつた。而して内容は教室における各講師の講義を、生徒中から選ばれた筆生が筆記して、それ／＼当該講師の校閲を経たものを、講座式に収録したものであつた。而して宝文館も発行の都度新聞広告に努めたので、地方の読者も号を逐ふに従つて増加し、講義録を通じて関西法律学校の名を社会に認

めさせたことは甚だ大なるものがあつた」(19ページ。漢字は旧字体を現在通行のものに改め、誤植は正した)。

戦後初の『関西大学七十年史』(昭和31年3月31日・関西大学)第二章「河内町興正寺時代」第一節「興正寺への移転と初期の教育経営状況」では、「関西法律学校講義録」とゴチックの小見出しを付け、こう記す。

「講義録の第一号は、明治二十年十二月八日、東区南久宝寺四丁目の岡島宝文館から発刊された。体裁は四六判、三十字詰十二行組で、毎号百五十頁前後、毎月二回発行された。一部定価二十銭という規定であつた。内容は各講師の講義を生徒の中から選ばれた筆生が筆記して、それ／＼の講師の校閲を経て印刷に附した(後略)」(34ページ。誤植は正した)。

同じページの上段に、「関西法律学校講義録」(第二期生蔵内静三郎所用本)の書影(明治21年11月9日発行の第十四号表紙(右)、関西法律学校講義録 発刊ノ主旨 第一ページ(左))を載せる。

因に、『関西大学七十年小史』(昭和30年11月5日・関西大学)にも前記(右)の表紙写真が載る(13ページ)。

満を持して上梓された『関西大学百年史 通史編 上巻』(昭和61年11月4日・学校法人関西大学)第二章「河内町興正寺時代」第一節「興正寺への移転と初期の教育・経営の状況」でも、「関西法律学校講義録」とゴチックの小見出しを掲げ、略述する。

「この時代に創立された法律学校では、発足早々にして講義録を出版し、学生たちに利用させる所が多かつたが、本校も同様で、創立後一年を経た明治二十年十二月八日には早くも『関西法律学校講義録』を発行することになった(後略)」(64ページ)。

この文章には、「版元は、東区南久宝寺町四丁目 岡島宝文館で、体裁は四六判、三十字詰十二行組、毎号約百五十頁、月二回の刊行で一部二十銭であつた」(73ページ。誤植は正した)と注記がある¹⁾。

本書でも、「関西法律学校講義録(第二期生蔵内静三郎所用本)」の書影を掲げるが、第十四号の写真は「七十年史」

と同一ながら、並列して「佛国刑法講義」第一回（教師 井上操口授、校生 津原武筆受）を載せている（66ページ）²⁾。

最新刊の『関西大学百二十年史』（平成19年3月31日・学校法人 関西大学）歴史編第1章「創立」第2節「願宗寺から興正寺へ」に『関西法律学校講義録』と立項しているが、ほぼ前例にならない、おむね変更を見ない。

〔前略〕この時期に創立された法律学校では、発足からほどなくして講義録を出版し、学生たちに利用させるころが多かったが、本校も同様で、創立から1年を経た明治20（1887）年12月8日に『関西法律学校講義録』を発行し、（中略）この『講義録』は、学生が書記を兼ねて授業中に筆記したものを講師の校閲を受けたうえで出版するものであった。発行回数は、最初の『講義録』は月2回であった（後略）（10ページ。原文は横書）。

同じページに、「百年史」（66ページ）の書影がそのまま掲げられている。

『関西法律学校講義録』第一号

『関西大学創立五十年史』の冒頭に寄せる「関西大学創立五十年史発刊について」の一節に、「爾来委員は史料の蒐集に努めたけれども、本学は数回校舎を移転せしと、長き間に種々の事故も発生せしとにより記録の散佚せるものあり、また具備せざるものあり、編纂するに方り不便少しとせず。創立当時及び古き時代には殊に然りとす」（2ページ。表記は前掲引用文に同じ）とある。

この控え目な姿勢に注目しつつも、その完成度の高さに敬意を表してか、右に列挙した以後の各「正史」の叙述に関する限り、「五十年史」の記述内容は信ずるに足りると理解し、全体としてそれを踏襲していることは明らかである。

しかし、『関西法律学校講義録』第一号の現物に照らしてみると、ごくわずかながら、訂正すべき事柄を見出さざるをえない。

「講義録」第一号の表紙に記載する発行日は、「明治二十年十一月二十九日」である。

「五十年史」が「明治二十年十二月八日」と明記したのは、「大阪朝日新聞」（明治20年12月9日付）、「大阪日報」（明治20年12月10日、14日付）、「大阪毎日新聞」の前身）に、「関西法律学校講義録第一号発刊」広告が掲載されているが、この記録を典拠として、最も近い前日の発行と推定したためと思われる。³資料の裏づけがあるものだから、後続の「正史」も、現物確認ができていないにもかかわらず、「五十年史」の記述に従ったにちがいない。⁴

「講義録」第二号から第十一号までの発行日を略記すると、以下の通りである。

2号（明治20年12月15日）、3号（21年1月7日）、4号（21年1月25日）、5号（21年2月19日）、6号（21年3月12日）、7号（21年3月28日）、8号（21年4月20日）、9号（21年5月3日）、10号（21年5月27日）、11号（21年7月5日）。⁵

この刊記を見てすぐに気づくのは、「毎月二回の発行」と断言するにはやや無理があり、必ずしも予告通りには刊行が進まなかったらしいということである。

まことに微細な訂正でしかないが、「講義録」第一号の現物を確認したうえで改訂ゆえ、今後、これらの事実が尊重されなければならない。

なお、「講義録」第一号全篇の構成はこんなふうになっている（漢字は旧字体を現在通行のものに改めた）。

巻頭に「発刊ノ主旨」（明治20年11月 関西法律学校）。以下、順に並べる。

「佛国賃貸法講義」第一回（講師 堀田正忠講述、校生 津原武筆記。1～24ページ）。

「佛国民法売買篇講義」第一回～第二回（講師 小倉久講述、校生 津原武筆記。1～24ページ）。

「佛国民法契約篇講義」第一回～第三回（講師 鶴見守義講述、校生 津原武筆記。1～36ページ）。

「訴訟法講義」第一回～第三回（講師 井上操口授、校生 津原武筆受。1～34ページ）。

「佛国民法委任法講義」第一回～第三回（講師 手塚太郎講述、校生 津原武筆記。1～32ページ）。

表紙にはそれぞれ、「ボアソナード先生門人 堀田正忠君」、「法律学士 小倉久君」、「法律学士 鶴見守義君」、「法律学士 井上操君」、「法律学士 手塚太郎君」とある。

年史編纂室の所蔵状況

『関西法律学校講義録』はどれくらいの分量が刊行されたのか。さしあたっては、関西大学年史編纂室自身が所蔵する現物資料（複写資料は除く）を承知しておくことが、これからの調査研究にいささかなりとも役立つのではないかと考え、概観しておきたい。

そもそも、書物として公刊された『関西法律学校講義録』は、三種類に区別できる。⁷⁾

第一は、本稿で言及している『関西法律学校講義録』（以下、①と略す）である。第二は、①の装いを新たにし、明治二十一年十月一日に第一号が発刊された『関西法律学校筆授生講義録』（以下、②と略す）である。第三は、明治二十二年十月十日、原題にもどして発行されることになる『関西法律学校講義録』（以下、③と略す）である。

年史編纂室におけるそれぞれの架蔵本を略記すると、次のようになる。

- ①は、2号～10号（平成12年9月20日受入。受入方法は「収集」とある）。
- ②は、1号（明治21年10月1日）～5号（21年11月1日）、12号（21年12月28日）～14号（22年1月31日）、16号（22年2月23日）、18号（22年3月8日）、24号（22年4月23日）～25号（22年4月30日）、27号（22年5月23日）～29号（22年6月10日）、33号（22年7月26日）～35号（22年9月6日）、以上計十八冊（平成12年5月25日受入。受入方法は「収集」とある。⁸⁾）。
- ③は、1号（明治22年10月10日）、3号（22年11月3日）～4号（22年11月9日）、6号（22年11月30日）～9号（22年12月18日）、12号（23年1月24日）、19号（23年3月25日）～20号（23年3月31日）、23号（23年5月20日）～25号（23年6月17日）、29号（23年8月12日）、32号（23年9月30日）、以上計十五冊（平成12年5月19日受入。受入方法は「収集」とある）。

①がおそらく全十五冊、②はほぼ全三十六冊、③もたぶん全三十二冊と見なしうるのではないか。①②③とも、終刊号の確認が正確に把握できていないうらみはこのころで、いつそう徹底した精査を必要とするものの、大略、これが総計に近いといつてさしつかえあるまい。

末筆ながら、このたび発掘した『関西法律学校講義録』全十一冊を、脱稿後、関西大学年史編纂室に寄贈することは、むろんいうまでもない。

注

(1) この注記の少しあとの注で、「関西法律学校講義録発刊ノ主旨」の全文を載せるが、「同講義録一四号に掲載のもの」(『百年史 通史編 上巻』74ページ)とあるのは、「七十年史」(34ページ)の書影に依拠したための誤りではないか。掲載は、むろん「講義録」第一号。本稿、注(5)参照。

(2) 「佛国刑法講義」第一回は、「講義録」第六号(1〜8ページ)収録。「七十年史」から「百二十年史」まで、この種の書影掲載は、執筆者等が事実確認をおろそかにしたからか、誤解を招きかねない点で共通している。

(3) 『関西大学百年史 資料編』(平成8年3月31日・学校法人 関西大学) 38〜39ページ参照。

(4) 「五十年史」巻末「関西大学年表」の明治二十年十二月の項に、「関西法律学校講義録ヲ発行ス(二十二年五月廃刊ス)」とあり、「七十年史」巻末「関西大学七十年史年表」の明治二十年の項にも、「十二月八日 関西法律学校講義録を發行す」とある。この誤記は、『関西大学百年史 年表・索引編』(平成6年8月31日・学校法人 関西大学)「年表編(6ページ)」、「百二十年史」巻末「関西大学略年譜(390ページ)」でもくり返される。

桒上衛「関西法律学校の講義録(1)」(『近畿大学短大論集』第13巻第1号(昭和55年12月15日・近畿大学短期大学部)。続稿は未見だが、執筆されなかったまよう)は、「七十年史」等を参考にしており、「12月8日」を採用。

前掲、注(1)の「百年史」の「注」(73ページ)で、埜上論文にふれているが、表題と刊記に不備がある。

「百年史」編纂の重鎮であった蘭田香融「関西法律学校と明治の大阪―初代校主吉田一士をめぐって―」(『なにわ(き)のう・きょう・あす』―大阪商法と大阪文化―)(昭和62年5月3日・玄文社)は、周到的仕事ながら、「12月8日」については、疑っていない。

- (5) 蘭田前掲書にこんな記述がある。「現存分で表紙の残るものは第十四号のみであるが、それによれば同号は明治二十一年十一月九日の発行である。その後、第十五号が同年十一月中に刊行されたらしいが、これを最後に『旧講義録』(筆者注・本稿でいう「講義録」。本文中で①と略記)は、その地位を次の『筆授生講義録』に譲って終刊となったようである」(37ページ)。また、この一節に注記して、こうも述べている。「現在、本学年史資料編集室に保存される『旧講義録』は第二回卒業生蔵内静三郎の所持していたものであるが、講座式に編集された講義録をばらして科目別に編綴しなおしているので、講義録の原形は残念ながら失われてしまっている。ただこの中に第十四号の表紙のみがまぎれこんで保存されている」(37ページ)。

推測の域を出ぬ筆致に傾きがちだが、このたぐいの資料の探索がながく容易でなかったことをうかがわせる。

- (6) 埜上、蘭田両前掲書とも、「毎月二回の発行」を採用。平成12年9月20日の時点で、年史編纂室は、「講義録」2号(10号の現物を所蔵するに到っているのだから、直ちに現物確認に着手していれば、少なくとも、「百二十年史」においては、「毎月二回の発行」と書く誤りを回避できたはずである。関西大学年史編纂委員会委員の一人として、自戒をこめつつ、付言する。

- (7) 学生の自筆講義録に関連しては、石尾芳久「関西法律学校創立当初の講義録について―一通の手紙―」(関西大学図書館報「籍苑」第23・24合併号―関西大学創立100周年記念特集―)(昭和61年11月4日・関西大学図書館)、これと併載する藤原有和「関西法律学校講義録目録」(講義録は第一回卒業生内田重成と小岸安昌の旧蔵で、関西大学への寄贈書)参照。

関西大学法学部百年史編纂委員会編「関西法律学校の創立とその精神」(昭和61年11月4日・関西大学法学部)の貢献も

忘れてはならない。

(8) 藺田前掲書に、「明治二十二年九月に第三十六号を出していちおう完結した」(318ページ)とあり、「『筆授生講義録』はその三一冊分が国会図書館に現存している。最近、年史資料編集室がそのコピーを入手した」(337ページ)と注記しているのに、留意したい。

(やまの ひろし 関西大学法学部教授)